

平成 29 年度 第 1 回市川市男女共同参画推進審議会

開催日時 平成 29 年 7 月 27 日 (木)

10 時 00 分～12 時 10 分

開催場所 男女共同参画センター 5 階 研修室 A B

仮会長	<p>只今より平成 29 年度第 1 回市川市男女共同参画推進審議会を開会いたします。</p> <p>本日は、15 名中 11 名の委員が出席されており、市川市男女共同参画社会基本条例施行規則第 5 条第 5 項の規定により、委員の半数以上が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。</p> <p>また、会議は公開することが原則とされており、本日の議題はいずれも非公開情報に該当する事項がないことから、公開とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>委員了承</p> <p>会議は公開とすることが決定しました。それでは、傍聴人が入室します。</p> <p>傍聴人入室</p>
仮会長	<p>それでは、はじめに、会長及び副会長の選任でございます。こちらにつきましては、市川市男女共同参画社会基本条例施行規則第 5 条第 1 項において、「審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する」と規定されております。どなたかご意見のある方はいらっしゃいますか。秋吉委員お願いします。</p>
秋吉委員	<p>これまでこの審議会で副会長を務めていただいております、また経験も大変豊富である田口委員を推薦いたします。</p>
仮会長	<p>ご意見が出ましたが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>異議なし</p> <p>それでは、本審議会の会長は、田口委員に決定させていただきます。会長が決まりましたので、会長は席の移動をお願いいたします。</p> <p>会長着席</p> <p>これより、進行を田口会長をお願いいたします</p>
田口会長	<p>次に、副会長を決めたいと思います。副会長につきましては、鶴木委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>異議なし</p>

	<p>それでは、副会長は鶴木委員に決定させていただきます。副会長が決まりましたので、席の移動をお願いいたします。</p> <p>副会長着席</p>
事務局	<p>それでは、大変恐縮ではございますが、ここで、会長及び副会長の挨拶をお願いいたします。</p>
田口会長	<p>田口久美子と申します。会長に選任いただきましてありがとうございます。先ほどの秋吉委員からのご説明にもありましたが、微力ながらにこの審議会の副会長を4年間務めさせていただきました。大変微力ではございますが、今後とも引き続き市川市の男女共同参画に邁進してまいりたいと思いますのでどうぞよろしくをお願いいたします。</p>
鶴木副会長	<p>はじめまして。帝京平成大学の鶴木恵子と申します。只今ご選任いただきまして、この副会長を経験させていただきたいと存じます。私は臨床心理士として相談業務を行っており、また大学でもDVなどの関連の授業等も担当しておりますので何か微力ながらお役にたてればと思っております。よろしくをお願いいたします。</p>
田口会長	<p>引き続きまして、委員の皆様からの自己紹介をお願いいたします。赤間委員からお願いいたします。</p>
赤間委員	<p>市川市保健推進協議会の赤間と申します。残念なことなのか、いたしかたないことなのか分かりませんが、保健推進協議会には男性の方が一人もおりません。ですので、この審議会でこういった立場でお話を伺ったらよいのか見当もつかない部分もあるのですが、皆さんのお話を伺いながら勉強させていただけたらと思います。よろしくをお願いいたします。</p>
秋吉委員	<p>市川人権擁護協議会の秋吉と申します。よろしくお願ひします。</p> <p>私は前の職が子どもたちの教育活動の場でしたので、人権教育には大変興味関心があり、傾注してまいりました。男女共同参画については、その延長線で人権の最たるものかと思っております。</p> <p>これまで市川市の男女共同参画課の職員の皆さまにもご協力いただきながら市民の皆さま・子供たちへの人権啓発の推進に努めて参りました。</p> <p>またこの会に参加してそれぞれの立場の皆様のご意見を聞きながら、市川市の男女共同参画が円滑に進められるよう私自身も勉強しながら協力できたらと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
佐藤委員	<p>おはようございます。市川商工会議所常務理事の佐藤でございます。再任という形で、また今年からやらさせていただきますので今後ともよろしくお願ひいたします。</p>
高塚委員	<p>千葉県弁護士協会の高塚真希と申します。よろしくお願ひいたします。今年度から委員を務めさせていただきます。千葉県弁護士会と日弁連では、両性の平等に関する委員会という男女共同参画やDVに関する問題を取り扱う委員会の委員</p>

	<p>として活動しております。日々の業務では、弁護士10年目になりますが、DVを含む離婚事件の取り扱いがかなり多くて、面交などで激しい争いがあるような事件も担当しております。そういった経験から何かお役にたてればと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
竹中委員	<p>おはようございます。竹中寿晴と申します。市民公募でまた再任として参加させていただきます。普段は東京でサラリーマンをやっております、企業内の人事を専門としている会社で元々は人材開発をやっていたのですが、今は経営的な部門で働いております。そこでは、人材育成や働き方改革だったり、LGBT問題など常に新しい問題が出ており、取り組んでいるところであります。一方で、地域の方では父親支援のファザーリングジャパンというNPOに入っております。</p> <p>男女の問題というと、正直なところ女性というよりは男性が何か変わらないと変わらないだろうという意識でこの審議会には取り組んで参りましたので、また引き続き勉強させていただきながら色々なことをやっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p>
萩原委員	<p>市川市社会福祉協議会常務理事の萩原でございます。この3月まで女性が常務理事としてこの審議会へ参加してまいりましたが、ここへきて男性ということで女性の割合が減ってしまい申し訳ないのですが、よろしく願いいたします。</p> <p>社会福祉協議会ということですので、社会福祉という観点から、また地域の福祉という観点から意見を述べられたらなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
村井委員	<p>はじめまして。村井美和と申します。今年度からお仲間に入れていただくことになりまして大変緊張しております。</p> <p>私は市川市国際交流協会から参りました。市川市47万人の中の1万5千人ほどが在住している外国人であります。私自身は30年間自宅でも働いておりました働く母親なのですが、長い間ボランティア活動に関わる中で市川市に住む外国人、またこれからを担う子供たちのことを考えながら日々ボランティア活動をしておりました。実は“DV”ですとか、“男女共同”といった言葉はこれから勉強させていただき次第でありまして、大変心もとなく思っておりますがしっかりと勉強してまいりたいと思っておりますので仲間の片隅に入れていただけたらと思っております。</p>
持田委員	<p>おはようございます。市川市公立学校校長連絡協議会から参りました、市川市立第八中学校の持田でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>学校でも今、実は安全と人権が第一ということでございます。教育の中で全教科を通じて指導教育等を行っていくことが課題になっておりますので、今年から新任として参加させていただきます。色々勉強させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。</p>
守安委員	<p>おはようございます。ハローワーク市川 市川公共職行安定所の求人企画部門の守安と申します。普段は、主に事業所から提出される求人の受理、また各種ハローワークで行うイベントの企画などを担当しております。</p> <p>今、男女の問題や障害者、外国人、LGBTなど様々な問題がありますが、色々</p>

	<p>な方が平等に社会参加をして自分の能力発揮していく社会の実現を行政の立場として目指していきたいと考えております。微力ではありますが、お役に立てればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
田口会長	<p>皆様、ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。</p>
田口会長	<p>それでは、次第により会議を進めます。</p> <p>議題1「市川市男女共同参画基本計画第5次実施計画の年次報告について」です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>男女共同参画課 田中です。着座にてご報告させていただきます。</p> <p>それでは初めに、資料1をお願いします。市川市男女共同参画基本計画 第5次実施計画、平成28年度分の年次報告をさせていただきます。</p> <p>本日の報告は、市川市男女共同参画社会基本条例 第9条において、本計画における施策の実施状況は、「市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表するものとする」と規定されておりますことから、ご報告をさせていただきます。</p> <p>第5次実施計画は、平成26年度から28年度までの3カ年の計画です。今回は、平成28年度の年次報告でありまして、本実施計画の最終年の年次報告となります。</p> <p>資料1の2ページをご覧ください。「年次報告に関する説明」であります。</p> <p>第5次実施計画の年次報告は、進行管理事業について、目標値とその実績から、「十分達成できた」「概ね達成できた」「やや不十分だった」「不十分だった」の4段階で評価をすることとしております。</p> <p>恐れ入りますが、3ページの体系図をお願いします。平成20年に策定した市川市男女共同参画基本計画の体系図になります。主要課題が8つ、個別課題が24、施策が78に体系化されており、この基本計画に基づき、第5次実施計画が策定されております。</p> <p>第5次実施計画では84の事業を設定しており、そのうち、他の関連計画等に進行管理を委ねている関連事業が55事業あります。</p> <p>本年次報告では、第5次実施計画で進行管理していく事業であります29の事業について、まとめております。</p> <p>それでは、4ページをご覧ください。</p> <p>主要課題ごとのまとめで、成果指標に係る平成28年度の結果についてであります。</p> <p>主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進では、「各種審議会等の女性委員割合」と「市職員の女性管理職割合」の2つを成果指標としております。</p> <p>平成28年度の結果は、「各種審議会等の女性委員割合」が目標値36%に対して</p>

31.5%、「市職員の女性管理職割合」は目標値 20%に対して 16.9%で、目標値に達しませんでした。

目標数値の達成に向け、今後も政策・方針決定課程に男女がともに参画できるよう女性登用に取り組んでまいります。

主要課題 2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進では、社会全体において、「男女の地位は平等である」と考える人の割合を成果指標としています。e-モニターアンケートの結果は 14%で、目標値 20%に届きませんでした。

アンケートでは、男性が優遇されていると感じている方が 65%を占めております。女性の社会進出がスムーズに進み、男女が対等な立場で社会参画でき、男女の地位が平等となっていると思う方が増えるよう、これからも様々な機会を通じて啓発してまいります。

主要課題 3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現では、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合を成果指標としています。目標値 80%に対して、61%という結果でした。

ワーク・ライフ・バランスという考え方は、とても大事な視点であります。まだ、4割の方がご存じないとの結果でしたので、ワーク・ライフ・バランスという考え方も含め、もっと広めていかななくてはならないと感じています。

主要課題 4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実では、「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」と考える人の割合を成果指標としています。目標値 35%に対して、43%という結果で目標値に達しませんでした。

まだ、4割の方が固定的性別役割分担意識を持っていますので、その解消に向け、今後も取り組んでまいります。

主要課題 5 生涯を通じた健康支援では、自分の健康に関心がある人の割合を成果指標としております。

アンケート結果は 94%で、多くの方が健康に対して関心があることがわかりました。健康に関する講座・講演会等、あるいは、実際に体を動かすイベントなどをおして、健康へのきっかけをつくりながら、今後も市民の健康の保持増進を支援してまいります。

主要課題 6 人権を侵害する暴力の根絶では、DVを知っている人の割合を成果指標としています。

DVについては 9割の方が知っているという結果でした。今後も多くの方にDVに関する正しい知識を持っていただくよう、周知してまいります。

主要課題 7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進では、市川市は外国人が安心して暮らせるまちだと考える人の割合を成果指標としており、61%

というアンケート結果でした。

イベント等を通じて外国の文化や風習を理解すると同時に、外国人にも日本の文化やしきたりを理解してもらい、お互いが住みやすい市川にしなければなりませんので、多文化を認め合えるような交流を推進してまいります。

主要事業 8 男女共同参画を推進する体制の整備では、「市川市男女共同参画基本計画」を知っている人の割合を成果指標としています。認知度としては 4 割でした。

「男女共同参画」の必要性について、啓発紙や講座、講演会などを通じて周知してまいります。

次に、5 ページをお願いいたします。主要課題ごとの実施計画事業の評価結果についてご説明いたします。

進行管理事業 29 事業のうち、「十分達成できた」が 14 事業、「概ね達成できた」が 9 事業、「やや不十分だった」が 4 事業で、「不十分だった」が 2 事業でした。

次に、6 ページをご覧ください。

6 ページから 13 ページまでは、14 ページ以降の個別の事業報告書から、事業概要、目標、目標数値、実績、評価、取組み状況と今後の課題等を抜き出し、まとめて一覧表にしたものでございます。

恐れ入りますが、14 ページをお願いいたします。

14 ページ以降の表につきましては、個別の事業報告書となっております。それぞれの事業において計画期間であります 3 年間の進行状況を比較できるように作成するもので、平成 28 年度は 3 年間の最終年度であります。

個々の進行管理事業についてご説明させていただきますが、重点事業や新規事業を中心に事業を抜粋してのご説明とさせていただきます。

そのまま 14 ページをお願いいたします。

事業 No.1 市川市女性人材登録台帳の活用 です。

この事業は、意欲や知識、能力のある女性に市川市女性人材登録台帳への登録をしていただき、その台帳を活用し、審議会等への登用や講座、講演会等の講師をお願いするもので、昨年度より登録者が 10 名増えましたが、目標数値を達成することができませんでした。登録者を増やすとともに、市役所内で女性人材登録台帳を周知し、積極的に活用してもらえよう、今後も働きかけてまいります。

事業 No.2 審議会等への女性委員の参画推進 です。

この事業は、女性委員割合が少ない審議会等の担当部署に対し女性委員を積極

的に登用するよう要請するもので、3年間ほぼ横ばいではありますが、若干上昇傾向が見られます。個々の審議会等において、目標数値を達成できるよう、引き続き担当部署へ働きかけてまいります。

事業 No.3 市女性職員の管理職登用促進 です。

この事業は、市女性職員の管理職が男性職員に比べ少ないため、市女性職員の管理職登用を積極的に進めるもので、全体としては上昇傾向ですが、平成 28 年度は実績が前年度より下がってしまったので、やや不十分と評価しています。

本市では、平成 28 年 4 月に施行された女性活躍推進法に基づき特定事業主行動計画を策定しており、同行動計画と目標数値と合致させ取り組んでいます。「管理職になりたくない」という女性職員が多いなか、女性職員研修において意識改革を図り、まずは、管理職への登竜門となっている管理職昇任試験の受験者を増やしていきたいと考えています。

事業 No.4 市職員への男女共同参画に関する研修の実施 です。

この事業は、市職員が男女共同参画の意識を持って業務を行うことができるよう、市職員を対象とした男女共同参画に関する研修を実施するもので、目標数値を達成できました。市職員全員が男女共同参画の意識を持つことができるよう研修を実施し、男女共同参画を推進してまいります。

事業 No.5 男女共同参画センター使用団体の活動促進 です。

この事業は、男女共同参画センターが男女共同参画社会を推進するための拠点施設であることを周知し、継続利用を促し、地域での男女共同参画を推進するもので、目標数値を概ね達成できたと評価しました。

近年は、利用率が 50%前後で推移している状況であります。一昨年 10 月の使用料の改定と同時に利用できる範囲を拡大しました。さらに、男女共同参画センターを周知し、新規利用者を獲得して利用率の向上を図ってまいります。

恐れ入りますが、ひとつ飛びまして、

事業 No.7 男女共同参画センターにおける講演会の実施 をお願いします。

この事業は、市民が男女共同参画を理解し、地域で男女共同参画を推進できるよう、講演会を開催するもので、目標数値を達成できました。これからも、多くの方が興味を持って参加していただき、満足していただけるものを企画してまいります。

また、ひとつ飛びまして、

事業 No.9 「ヒューマンフェスタいちかわ」による人権啓発 をお願いします。

この事業は、人権に関する情報の広報・啓発を行うもので、目標数値を少し下回ってしまいましたが、「概ね達成できた」と評価しました。ヒューマンフェスタは、毎年 12 月の人権週間にちなんだイベントです。多くの方に来場してもらえる

よう集客に努めてまいります。

事業 No.10 市職員への男女共同参画に関する情報の発信 です。

この事業は、市役所の職員一人ひとりが男女共同参画を推進できるよう、市職員へ男女共同参画に関する情報を発信するもので、平成 28 年度は男女共同参画週間、男性の育児休業、人権擁護委員、性的マイノリティを特集したものを発信し、目標数値どおり達成できました。男女共同参画に関する情報を継続して発信してまいります。

事業 No.11 市内の保育園や幼稚園等職員への男女共同参画啓発 です。

この事業は、市内の保育園や幼稚園等に勤務する職員へ、男女共同参画の推進に関する啓発を行うもので、平成 28 年度は、保育園の園長会議で、外国人が増えている状況を説明したうえで、多文化交流のイベントを紹介し、目標数値どおり達成できました。男女共同参画に関する情報を継続して発信してまいります。

事業 No.12 人権教室の実施 です。

この事業は、人権教室の実施を希望する小学校へ人権擁護委員が直接出向き人権教室を行うもので、昨年度に引き続き、市内公立小学校 39 校すべてで実施しました。若年層のうちに人権について考えることはとても大切であることから、小学校在学中に 1 回は人権教室を受けることが出来るよう、人権擁護委員と連携し取り組んでまいります。

事業 No.13 人権講演会の実施 です。

この事業は、人権擁護委員が毎年中学校 2 校で人権講演会を実施するもので、目標数値どおり達成できました。

人権擁護委員が、いじめや SNS 等の学校での課題を取り入れながら直接中学生に語りかけ、人権尊重思想を教えることで、人権問題を予防、解決する機会としてもらいたいと考えています。

事業 No.14 男女共同参画センターにおける父子向け講座等の実施 です。

この事業は、家族一人ひとりが協力し支え合う意識を持って家庭生活を営むことができるよう、父子での講座を実施するもので、毎年好評の「親子 DE クッキング」を開催しました。父親の家庭生活への参画のきっかけ作りとして、これからも父子で楽しめる講座を企画してまいります。

事業 No.15 家庭教育学級と連携した男女共同参画センター事業の実施 です。

この事業は、教育委員会で行っている家庭教育学級と連携した事業で、目標数値を達成できました。教育委員会と緊密な連携をもち、家庭教育学級から参加しやすい講座・講演会を企画してまいります。

事業 No.16 男女共同参画に関する講座等の実施 です。

この事業は、男女共同参画社会の実現に向けた講座等を実施するもので、目標数値を達成できました。多くの方に興味を持って参加していただける内容を企画していきたいと考えています。

事業 No.17 情報資料室の充実 です。

この事業は、男女共同参画に関する書籍・情報を収集し、市民が学習できる環境を整えるもので、利用者数は目標数値より大幅に下回ってしまいました。

平成 21 年 4 月に市川駅南口に図書館が開設されて以来、当情報資料室の利用者数はとても落ち込んでいますが、男女共同参画に関する書籍を蔵書する唯一の施設ですので、他の図書館と連携しながら、男女共同参画についての情報を発信してまいります。

事業 No.18 男女共同参画センターにおける就労支援に関する講座等の実施です。

この事業は、個性と能力を活かしながら、仕事と育児・介護・地域活動等のバランスを取ることができるよう、就労支援に関する講座等を実施するもので、目標数値を達成できました。女性活躍推進法の施行も踏まえ、ハローワークや関係部署、支援団体などと連携しながら取り組んでまいります。

事業 No.19 事業者への男女共同参画啓発 です。

この事業は、事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進に関する啓発を行うもので、28 年度は、経営戦略のワーク・ライフ・バランスと題して、ワーク・ライフ・バランスセミナーを開催し、目標数値を達成しました。市内事業者のワーク・ライフ・バランスが推進するよう関係部署と連携しながら取り組んでまいります。

事業 No.20 市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進 です。

この事業は、市職員が仕事と育児・介護・地域活動等とのバランスを取ることにより、質の高い行政サービスを提供できるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進するもので、育児休業と介護休暇の取得者数が少なかったことから、不十分という評価をしました。

第 3 次市川市役所次世代育成支援行動計画であります「職員みんなで支え合い計画」と連動し、長時間労働の是正や、年次有給休暇の積極的な取得など職場環境を改善しながら、市職員がワーク・ライフ・バランスを推進できるよう取り組んでまいります。

事業 No.21 生活の場での自立の推進に向けた講座等の実施 です。

この事業は、これまで、あまり家事をしてこなかった男性向けに、家庭において、家族の一員として協力し支え合うことができるように、生活の場での自立の

推進に向けた講座等を実施するもので、毎年好評の「男性の料理教室」を実施し、目標数値を達成できました。講座や講演会を通じて、性別による役割分担意識の解消を図り、生活の場での自立を推進してまいります。

恐れ入りますが、26 ページの右側をご覧ください。

事業 No.26 相互理解のための啓発・交流事業です。

この事業は、在住外国人にも安心して暮らしやすい地域社会をつくるための意識啓発や交流活動を行うもので、地域で活動するNPO法人と連携し、英語が話せる家族を対象に、参加型の異文化交流講座を行い、目標数値を達成できました。今後も関係団体と連携し、在住外国人と日本人が交流できる機会を提供してまいります。

事業 No.27 男女共同参画センター登録団体等との共同事業の実施 です。

この事業は、積極的に男女共同参画を推進する活動を行っている団体と連携して講座や講演会を実施するもので、目標数値を達成できました。関係団体と連携して、男女共同参画社会の実現に向けた参加者が満足する講座や講演会を開催してまいります。

恐れ入りますが、29 ページをお願いします。

最後に、第5次実施計画3年間のまとめです。

第5次実施計画の特徴として、市民の視点での評価として主要課題ごとに成果指標を設定したことです。

市川市のe モニターアンケート制度を活用したアンケート結果を実績値としております。このe モニター制度のアンケート結果は、統計学に基づく数値ではありませんが、新たな費用負担が生じることなくアンケートが出来ることからこの方法を採用しております。

主要課題1は、2つの成果指標を設定しております。

まず、各種審議会等の女性委員割合ですが、3年間で31.3%→31.3%→31.5%と推移しました。本市は、国が設定している2020年に30%以上という目標値はすでに達成しておりますが、平成27年12月に国が策定した第4次男女共同参画基本計画で示された40%以上60%以下を目指してまいります。

次に、市職員の女性管理職割合は、3年間で16.0%→17.3%→16.9%と推移しました。最後の28年度は減少してしまいましたが、全体としては上昇傾向であります。

本市では、管理職への道として登用試験を導入していることから、まず女性にその試験を受けていただくよう、キャリア支援、意識改革を目的に女性職員研修を実施しているところです。しかしながら、管理職を希望する前提条件として、職場環境の改善も当然必要でありますので、女性自身の意識変革と同じく、「労働時間革命自治体宣言」をするなど、職場環境改善についても車の両輪と捉え、取

り組んでまいります。

次に、主要課題 2 は、社会全体において、「男女の地位は平等である」と考える人の割合で、12%→11%→14%という推移でした。

男女共同参画社会基本法では、男女が社会の対等な構成員と・・・定義され、また、法の施行から 15 年以上経過していますが、男女の平等感を聞いた国の調査では 21.1%という結果がでており、男性が優遇されていると考えている方がまだまだ多い状況です。

次に、主要課題 3 は、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合で、54%→59%→61%と推移しました。

国で進める「働き方改革」、そのキーワードのひとつとも言える「ワーク・ライフ・バランス」という言葉ですが、メディアでも多く取り上げられている言葉ですが、その周知度は、国の調査では約 4 割、本市は約 6 割という状況です。

次に、主要課題 4 は、「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」と考える人の割合で、42%→42%→43%と推移しました。

結果は横ばいであり、固定的性別役割分担意識は依然根強くあると感じています。この固定的性別役割分担意識の解消に向けた取り組みが必要であります。

次に、主要課題 5 は、自分の健康に関心がある人の割合で、85%→82%→94%と推移しました。

健康に関心のある方がとても多いとわかりましたが、実際に健康の保持増進のために何かしているかという点、30 から 40 歳代を中心に、就労・子育て世代で何もしていないこともわかりましたので、意識と行動を結びつける仕掛けが必要です。

次に、主要課題 6 は、DVを知っている人の割合で、88%→92%→90%と推移しました。

DVについては、多くの方が知るようになりましたが、DVは、実際には家庭の中で起こることから、外から見えにくく、深刻化するケースも多くありますので、被害にあっている場合は、一刻も早く専門機関につながる事が大切です。

そのためにも、DVに関する正しい知識を持つ方を増やしていくこと、DV被害者サポーターを養成していくことが必要です。

次に、主要課題 7 は、市川市は外国人が安心して暮らせるまちだと考える人の割合で、66%→61%→61%と推移しました。

本市は、行徳地区を中心に外国の方が増えていますので、お互いの文化を理解し、双方にとって住みやすいまちとすることが大切です。

	<p>最後に、主要事業 8 は、「市川市男女共同参画基本計画」を知っている人の割合で、38%→39%→41%と推移しました。</p> <p>基本計画の周知度は、「男女共同参画」の推進に興味を持っていただくことで上がっていくとも考えられますので、男女共同参画の啓発を引き続き行い、男女共同参画推進の機運を盛り上げる必要があります。</p> <p>主要課題 1 から 8 の成果指標の推移を見ても、多くの項目において状況が前進している傾向が見られます。</p> <p>このことから、男女共同参画推進は、全体としては動き（歩み）は遅いものの、一歩ずつ確実に前進していると考えています。</p> <p>これからも男女共同参画社会の実現を目指すことで、多くの方に「住みたいまち、住み続けたいまち」と感じていただけるよう、「第 6 次実施計画」を着実に進めてまいります。</p> <p>以上、平成 28 年度の第 5 次実施計画の年次報告書の内容についてご説明させていただきました。</p>
会長	<p>事務局からの説明は終わりました。何かご意見はございますか。高塚委員お願いします。</p>
高塚委員	<p>2 点お伺いというか、意見を述べさせていただきます。</p> <p>P15 の事業 No.3 の「市女性職員の管理職登用促進」ということで、これは、非常に難しい問題なのだろうと思いますが、やはり、先ほどご指摘のあったとおり、職場環境の改善がないと、女性が管理職になると、育児、介護との両立で、部下等に迷惑をかけてしまうかもしれないということで、試験を受けることを躊躇するというのは、どんな団体でもあることだと思います。今、部長さんからもお話がありましたが、残業を減らすというのは、すごく大事なことだと思いますが、それ以外にも、やはり育児とかをしていると、急に休まなくてはいけないということはあるので、業務をどういうふうに同僚や部下とシェアしていくかということ等を、成功事例を集めて、他の部署でも共有するような仕組みができればいいと思います。あとは、若手で、昇任試験を受けようか迷ってらっしゃる方というのは、成功して、上手くワーク・ライフ・バランスをとっている先輩の姿がすごく参考になると思うので、今、管理職で活躍されている女性の体験談を職員に周知するような広報誌みたいなものが市職員の中にでも、もしあるのであれば、そういうものを使われたらどうかなと思います。</p> <p>私は、今裁判所で、非常勤裁判官の仕事をしていまして、裁判所は、女性の書記官がすごく多いものですから、その辺にすごく力をいれています。男女共同参画について、職員しか見られないサイトを作って、どういうふうに育児と仕事を両立してきたか、そういう体験談を載せて、それを職員が誰でも、自由に見れるというようになっています。なにかお金のかからない形で、情報提供できる方法</p>

	<p>はいろいろとあると思います。市川市だけではなくて、他市で、女性の管理職の割合が高いところなどを調べられたりするのであれば、他の自治体の取り組みなどを紹介してもらって、市川市でも取り入れていく形で、まず職場環境の改善に具体的にどういう働き方があるのかということを示唆していくことが大事ではないかと感じました。</p> <p>2点目は、P19の事業 No.11 で、気になったのが、市立の保育園の園長会議で、こういう取り組みがあったというようなご紹介をいただいたのですが、今、市川市の認可保育園は、市立よりも私立の保育園の方が、かなり数が多いのではないかと感じていて、園児の数からみても、私立の方が相当数だと思いますので、私立の保育園の方にも、同じ様な働きかけを、認可できれば無認可の保育園にも、していただければいいなと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。P15の事業 No.3の取り組みに関しまして、市役所内での実際の取り組みは、職員課という部署が先導してやっております。毎週、メールで、いろいろな事例を出していたりするのですが、今、高塚委員がおっしゃった成功事例ですとか、ロールモデルという視点については、まだまだ啓発としては少ないので、職員課と連携して進めていきたいと思っています。ありがとうございます。</p> <p>P19の事業 No.11の市内の保育園や幼稚園等職員への男女共同参画啓発についてですが、現状としては、市の取り組みとしては、公立が先になっていますが、私立の方も、保育園、幼稚園を含めて啓発していかなければいけないと考えておりますので、進めていければと思います。ありがとうございました。</p>
田口会長	<p>ありがとうございました。高塚委員よろしいでしょうか。 村井委員お願いいたします。</p>
村井委員	<p>P31の主要課題7について質問させていただきます。これは、e-モニターの文言として、市川市は外国人が安心して暮らせるまちだと考える人の割合というアンケートをとった結果かと思いますが、この「安心」という言葉なんですけど、こういったことを想定して、安心という言葉を使っているのか、事務局の方で、こういった言葉を使ったのだとしたら、どういう意味なのかというのを教えていただきたいと思っています。というのは、日本は他の国と比べて、全体的に治安のいい国といわれていますし、また、実際に市川市の現状で考えても、それほど危ない町という感じはないので、そういった意味の安心、治安のよさなのか、自然、災害に関して、安心して安全な、外国人も避難所に入った時に、自分たちも同じように、安心してその場所で過ごすことができるのか、身体的な安全ですね。もうひとつは、増えていますムスリムの方達からもよく聞く話で差別とか、学校における子供達の日本語教育が行われてないことに起因する差別というものなど、いくつか考えられると思うので、もう少し、この安心という言葉の意味をはっきりさせてアンケートをとっていただいたほうが、よりわかりやすいのではないかなと感じました。以上です。</p>
田口会長	<p>ありがとうございました。事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。e-モニター制度による集計結果でございますが、</p>

	<p>「安心」という言葉につきましては、今、村井委員がおっしゃった治安のよさ、災害による安全だとか、ムスリムの方など、それぞれ区分けしたものではなく、一般論としての「安心」として使っているものであります。定義をはっきりさせて、アンケートをとるといってもございますが、e-モニターでは、そこまで詳しくはできないので、一般的に安心なのか、安全なのか、総称してとらえているところがございます。今年度より策定いたしました第6次実施計画、新しい計画になりますけれども、こちらの主要課題7でも、同様の成果指標を使っておりまして、市川市は外国人が安心して暮らせるまちだと考える人の割合ということで、その安心の部分に関しましては、村井委員がおっしゃられたようにどうするのか課題ではあるかもしれませんが、現状としては、一般的に「安心」と考えるかどうかという表現で実施しております。</p>
田口会長	村井委員いかがでしょうか。
村井委員	もう1ついいでしょうか。e-モニターのアンケートに答えた人の中の外国人の方の割合というのは、わかりませんか？
事務局	その点は、われわれも分からないところです。
村井委員	そうですね。日本人が、外国人が安心して暮らせるまちだと考えているか、または、外国人が自分達が安心して市川で暮らせてよかったと考えているかということは、ここからは導けないということですね。はい、ありがとうございます。
田口会長	ありがとうございました。あとは、いかがでしょうか。竹中委員お願いします。
竹中委員	<p>28年度の報告書をいただきましたが、昨年、私も委員として、第6次実施計画の策定に関わらせていただきました。その際に実施計画のP14の目標設定のところで、前回の第5次の計画には書いてなかったことを、3番の進行管理事業とその目標設定についての3行目の部分に、「各事業を着実に実行していただくだけではなく、計画実施期間中の男女共同参画推進に関する社会情勢の変化、市民からの要望など必要に応じて、本実施計画のローリングを行います。」という一文を入れていただいております。今回、実施報告についての報告なんですけれども、29年度の今の計画について、28年度の報告を受けて、なにか追加したりとか、目標を変えたりとかということは、すでにあるのでしょうか。及び、なにか検討される予定はあるのでしょうか。</p>
田口会長	事務局からお願いいたします。
事務局	<p>ありがとうございます。第6次実施計画のP14の3「計画実施期間中の男女共同参画推進に関する社会情勢の変化、市民からの要望など必要に応じて、本実施計画のローリングを行います。」というところですが、28年度の実施報告を受けて、29年度スタートの第6次実施計画を修正するというようなことではありませんが、実施計画を進めていく上で、これから議題3で、皆様のご意見をお願いする予定で、男女共同参画課が実施する事業として、講座や講演会において社会情勢に応じて、先ほどお話にもありましたが、LGBTなど取り組んでいければと考えているところであります。29年度新しくスタートしております第6次実施計画を、今、修正するというようなところまでは、至っておりません。以上でございます。</p>

	ます。
竹中委員	<p>ありがとうございました。先ほどあった市女性職員の管理職登用促進というところが、やはり数値目標が達していない中で、政府としては、2020年度までに30%という目標がでているかと思imasので、それをやはり、民間に指導していく上では、市が目標を達成していないというか、そこを推進するところは、やっていただきたいなと思imas。後ほど、講座というのは、資料3であるんだろうなと思imas。以前も話しにでましたが、男女共同参画課さんが、直接やる所ではないので、やりづらいのだと思imasが、職員課さんが作られている、特定事業行動計画ですと、職場環境の推進というよりは、なにか、管理職に女性がならない意識がでているかと思imasので、そこは、市役所内で一層頑張ってくださいなと思imas。</p>
田口会長	ありがとうございました。よろしいでしょうか。
事務局	<p>先ほどの高塚委員のご意見も含めて、職員課、それから実際に管理職に登用するのが人事課でございます。人事課のなかに、人材育成担当室という研修を担当する部署がありますので、そちらと上手く連携しながら、女性職員の管理職登用に向けて進めていければと考えております。以上でございます。</p>
田口会長	<p>ありがとうございました。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>私から、一言よろしいでしょうか。全体的に、報告書の内容が具体的になってきているとお見受けいたしました。抽象的にこれをやったというより、具体的に書いていただいたほうが、私達もよくわかりますし、市民の方にも訴えられるのかなと思imas。今後も具体的に、もちろん制限があるかと思imasが、書いていただくによりわかりやすいかなと思imas。</p> <p>それでは、平成28年度分の計画事業の報告については、この内容で公表することとしてよろしいでしょうか？</p> <p>また、本日意見のあった部分は修正・調整し、皆様に確認いただいた後、公表するという事でよろしいですか。</p> <p>委員了承</p>
田口会長	<p>それでは、続きまして、議題3「第2次DV防止実施計画の年次報告について」です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、「第2次DV防止実施計画」の平成28年度年次報告についてご説明いたします。</p> <p>恐れ入りますが、資料2の2ページをご覧ください。</p> <p>「第2次DV防止実施計画」は「第5次実施計画」の一部でもありますので、「第2次DV防止実施計画」の進行管理事業についても、市川市男女共同参画社会基本条例第9条に基き、「市川市男女共同参画推進審議会に報告するととも</p>

に、市民に公表するもの」であります。

なお、進行管理事業の評価や年次報告書の構成は、「第5次実施計画」と同様であります。

恐れ入りますが、3ページ体系図をご覧ください。

第2次DV防止実施計画は、「DVの根絶」を基本理念とし、基本目標4、取組の方向9、33の事業に体系化されております。

つづきまして、4ページをお願いいたします。

基本目標ごとのまとめで、上段が、成果指標に係る平成28年度の結果についてであります。

基本目標1 DVを許さない社会づくりは、「DVを知っている人の割合」を成果指標としておりまして、平成28年度の結果は、目標値100%に対して90%でありました。

DVについては、DV防止法の制定など制度設計が進み、社会的には広く認知されてきており、e-モニターアンケートの結果では、9割の方が「知っている」との回答でした。今後もDVに関する正しい知識を持っていただけるよう効果的な周知に努めてまいります。

基本目標2 安全で安心できる相談体制の充実では、「配偶者暴力相談支援センターを知っている人の割合」を成果指標としています。平成28年度は、DVに関する相談窓口（配偶者暴力相談支援センター）があることを知っていますかとたずねたことから、結果としては、これまでより上昇し、目標値50%に対して47%でありました。

配偶者暴力相談支援センターの特殊性から、その窓口情報については、加害者には知らせず、DV被害者に確実に届くようにしたいことから、引き続き、相談窓口の周知について工夫しながら行ってまいります。

基本目標3 実効性のある自立支援の充実では、「基本目標Ⅲの施策が進んでいると思っている市民の割合」を成果指標としています。平成28年度の結果は、目標値25%に対して20%でありました。

この指標は、DV被害者への直接的な支援であることから、市民には見えない部分ですので、アンケートも答えづらいものと考えています。

他機関と連携を密にし、DV被害者が早期に自立できるよう、きめ細やかな支援を引き続き行ってまいります。

基本目標4 DV根絶の推進体制では、「DV防止実施計画を知っている人の割合」を成果指標としています。平成28年度の結果は、目標値50%に対して20%でありました。

本市のDV対策について、広く周知することで、DV被害の抑止につながればと考えています。

次に、4ページ下段、基本目標ごとの実施計画事業の評価結果についてご説明いたします。

進行管理事業については、第5次実施計画と同様に、目標値と実績から4段階で自己評価をしております。

進行管理事業33事業のうち、「十分達成できた」が31事業、「概ね達成できた」が1事業、「やや不十分だった」が1事業でした。

つづいて、5ページをご覧ください。

5ページから11ページまでは、12ページ以降の個別の事業報告書から、事業概要、目標、目標数値、実績、評価、取組み状況と今後の課題等を抜き出し、まとめて一覧表にしたものでございます。

恐れ入りますが、12ページをお願いいたします。

12ページ以降につきましては、個別の事業報告書となっております。それぞれの事業において計画期間であります3年間の進行状況を比較できるように作成するものです。

「第5次実施計画」と同様、重点事業や新規事業を中心に数値を報告する事業を加え、個々の進行管理事業についてご説明させていただきます。

事 No.1 相談窓口の広報活動の充実 です。

この事業は、DV相談窓口の案内チラシ・カード等を市の窓口配布などして相談窓口の周知を行うもので、目標数値を達成できました。

平成28年4月に、日本語版のDVカードのデザインを変更し、見やすく、手に取りやすくしました。DVカードの配布場所については、平成28年度、医療機関を新規に増やし102箇所に配布いたしました。相談窓口についてDV被害者に確実に届くようチラシやカードの配布場所を今後も拡大できればと考えています。

事 NO.2 外国人に対する相談窓口の周知 です。

この事業は、英語など5ヶ国語でのDV相談窓口案内チラシ・カードを作成し、外国人のDV被害者に周知を行うもので、目標数値を達成できました。

また、平成29年2月に外国語版の案内カードも日本語版に合わせてデザインを変更したところです。相談窓口について、外国人のDV被害者に確実にチラシやカードが届くよう工夫してまいります。

事業 No.3 DV根絶強化月間の実施 です。

この事業は、11月をDV根絶強化月間として、DVに関する啓発活動を行うもので、目標数値を達成できました。11月の強化月間中には、外国人相談に迅速に対応するため通訳者を中心に参加者を募り、DV被害者サポーター養成講座を開催しました。これからも広報等を通じて啓発してまいります。

恐れ入ります 14 ページ右側をお願いします。

事業 No.6 学校職員に対する啓発 です。

この事業は、小中学校に勤務する養護教諭やライフカウンセラーを対象にDVに関する研修会を実施するもので、目標数値を達成できました。引き続き、DVやデートDVの早期発見をめざし、相談窓口の周知と暴力に対する正しい理解を深める研修を行ってまいります。

恐れ入りますが、16 ページをお願いいたします。

事業 No.9 通報への的確な対応 です。

この事業は、DVに関して通報があった場合、配偶者暴力相談支援センターとして適切に対応するもので、9件の通報に対応し、十分達成できたと評価しました。DV被害者の安全確保を第一に、関係機関と緊密に連携しながら、DV被害者に寄り添いきめ細やかな対応をしてまいります。

事業 No.10 支援計画書作成による情報の共有化 です。

この事業は、個々のケースの支援計画書を作成し、情報や対応を共有し、支援体制を強化するもので、平成28年度は、緊急一時保護9件に対応し、十分達成できたと評価しました。

事業 No.11 保護命令申し立てに関する助言・支援 です。

この事業は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づく保護命令に関して、申立て方法や記載方法についての助言や支援を行うもので、4件の保護命令に対応し、十分達成できたと評価しました。

保護命令の相談について、丁寧な説明や裁判所への同行支援など、相談者の状況に応じて適切に対応してまいります。

事業 No.12 女性弁護士による無料法律相談の実施 です。

この事業は、離婚や調停など法的支援について、女性弁護士による無料法律相談を実施するもので、目標数値170件に対し123件の実績で、やや不十分と評価しました。

引き続き、相談窓口の周知に努めてまいります。

事業 No.13 外国人への相談の配慮 です。

この事業は、外国人の相談に対し通訳者の派遣を依頼し、外国人に配慮した相談体制を整えるもので、外国人の相談 62 件に対応し、十分達成できたと評価しました。

通訳者に対するDV支援者の養成講座を実施するなどのほか、国際交流課と連携し、日本語での日常会話が困難な外国人相談者に対応してまいります。

事業 No.14 高齢者・障害者への相談の配慮 です。

この事業は、高齢者や障害のある方の相談に対して、関係部署と連携し迅速な対応を図るもので、相談件数 81 件に対応し、十分達成できたと評価しました。

高齢者や障害者の各関係部署と連携し、適切な相談窓口の案内や同行支援など相談者の負担にならないよう配慮した対応に努めてまいります。

ひとつ飛びまして、事業 No.16 重篤度の高い被害者への同行支援 です。

この事業は、精神的に疲弊している被害者や精神に障がいのある被害者に対応し、自立のための各種手続等の同行支援を行うもので、支援が必要であった 4 件の同行支援を行い、十分達成できたと評価しました。

必要な時に同行支援が実施できるよう、相談体制の充実を図ってまいります。

事業 No.17 被害者の個人情報の適切な管理 です。

この事業は、「市川市個人情報保護条例」に基づき、DV被害者の個人情報を適切に管理するもので、十分達成できたと評価しました。

DV被害者の情報は時に生死に係わる場合があります。そのことを念頭に置き、個人情報の漏洩がないよう、徹底した管理に努めてまいります。

事業 No.18 警察との連携強化 です。

この事業は、警察と緊密に連携をとり、緊急対応の必要な緊急性、危険性のある被害者とその子どもの安全確保を行うもので、警察と 13 件連携し、十分達成できたと評価しました。

DV被害者の安全を確実にするためには警察が欠かせません。緊急性や危険性を適切に判断し、警察と連携を密にして、DV被害者の安全確保を第一に対応してまいります。

事業 No.19 緊急一時保護の実施 です。

この事業は、緊急性が高いケースについて、婦人相談所と連携し一時保護を実施するもので、平成 28 年度、市が一時保護したケースは 6 件あり、十分達成できたと評価しました。

DV被害者の状況を十分把握し、DV被害者の希望に寄り添いながら、安全確保を第一に適切に対応してまいります。

事業 No.20 一時保護者、同伴者への同行支援 です。

この事業は、一時保護施設入所中に自立に向けた転居先探しなど自立に必要な様々な手続きのため外出する際に安全確保の観点から同行支援を実施するもので、5件同行支援を行い、十分達成できたと評価しました。

関係部署と連携し、安全確保を図りながら、必要に応じて同行支援を実施してまいります。

1ページ飛びまして、23ページをお願いいたします。

事業 No.23 住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のための公的なDV証明書の発行 です。

この事業は、DV被害者への支援のため、DV証明書の交付を行うもので、162枚のDV証明書を発行し、十分達成できたと評価しました。

DV被害により、必要な手続きや支援が受けられないことが無いよう、DV証明書を速やかに発行し、DV被害者の自立を支援してまいります。

飛びまして、事業 No.26 施設等退所後の継続的支援 です。

この事業は、DV被害者が加害者から避難した後、自立に向け関係部署、関係機関と連携し継続的に支援をするもので、3件の継続支援を行い、十分達成できたと評価しました。

遠方へ避難した場合は、原則、避難先市区町村での支援へつなぎますが、DV被害者ご本人の希望により、継続支援を行う場合があります。

事業 No.27 子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携 です。

この事業は、被害者の子どもの心のケア及び健やかな発達を支援するもので、31件のケースについて連携し、十分達成できたと評価しました。

DV被害者の多くに同伴者として子どもがいます。子どもの発達を阻害しないよう、児童相談所をはじめ関係機関と連携して迅速に対応してまいります。

事業 No.28 就学における支援と配慮 です。

この事業は、教育委員会や学校と連携し、転入・転校における支援と加害者対応について助言を行うもので、義務教育課等と7件連携し、十分達成できたと評価しました。

親のDVが原因で一緒に避難する子どもが、新しい場所での学校生活が少しでも早く送ることができるよう支援してまいります。

事業 No.29 保育園入園における支援と配慮 です。

この事業は、DV被害者が安心して就労できるよう、保育園への優先入所に向けた助言・情報提供を行い、必要に応じてDV証明書を発行するもので、12件連携し、十分達成できたと評価しました。

新しい場所で、同伴の子どもが速やかに保育園へ入園し、DV被害者が就労で

きる環境が整えられるよう自立に向けた支援をしてまいります。

事業 No.30 保育園や幼稚園に従事する職員に対する啓発 です。

この事業は、就学前教育等従事職員を対象に、DV家庭で育った子どもの心のケアの重要性について関係部署と連携し研修を実施するもので、公立の保育園長向けに説明会を行いました。

保育園、幼稚園関係者は保護者や子どもと接することから、DVの早期発見が可能であるため、これからもDVについての正しい理解を深める研修を実施してまいります。

事業 No.31 家庭等における暴力対策ネットワーク会議の実施 です。

この事業は、DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関等で構成されるネットワーク会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、連携を強化するもので、目標数値を達成できました。

各関係機関と情報共有を図り、適切に対応してまいります。

事業 No.32 DV防止ネットワーク実務者会議の実施 です。

この事業は、DV被害者支援のため、関係機関・関係部署のリーダークラスの実務者が集まり、情報を共有する会議を開催するもので、目標数値を達成できました。

関係機関・関係部署の実務者レベルで共通認識、共通理解ができるよう、当該会議を通じて連携強化を図ってまいります。

恐れ入りますが、29 ページをお願いします。

最後に、第2次DV防止実施計画3年間のまとめです。

第2次DV防止実施計画の特徴は、第5次実施計画と同様、市民の視点での評価として基本目標ごとに成果指標を設定したところで、e モニターアンケート制度を活用したアンケート結果を実績値としていることも同様であります。

基本目標1は、DVを知っている人の割合を成果指標としており、3年間で88%→92%→90%と推移しました。

第5次実施計画の主要課題6と同じ指標のため、説明が繰り返しとなりますが、DVの認知度は高いものの、家庭の中で起こっており外から見えにくく、深刻化するケースも多くありますので、早く専門機関につながる事が大切であります。DVに関する正しい知識を持つ方を増やしていくこと、DV被害者サポーターを養成していくことが必要です。

次に、基本目標2は、「配偶者暴力相談支援センターを知っている人の割合」で、平成28年度のみ、DVに関する相談窓口（配偶者暴力相談支援センター）がある

ことを知っていますかとたずねました。3年間の推移は24%→22%→47%でした。

専門の相談機関があることを知らない方がまだ多くいます。相談窓口の周知活動と同時に、勇気を持って電話してきた場合に安心して相談できるよう、相談体制の充実に努めてまいります。

次に、基本目標3は、「基本目標Ⅲの施策が進んでいると思っている市民の割合」で、12%→10%→20%と推移しました。

相談は、その支援内容が必ずしも相談者の希望通りにならないこともあります。しかしながら、「市の相談機関に相談して良かった」と相談者に感じてもらえるよう、これからも相談者に寄り添ったきめ細やかな対応に努めてまいります。

次に、基本目標4は、「DV防止実施計画を知っている人の割合」で、15%→13%→20%と推移しました。

実施計画に沿って、DV施策を確実に進めてまいります。

基本目標1から4の成果指標の推移を見ますと、それぞれの項目において状況が前進している傾向が見られます。

DVの認知度は高く、広く社会で認知されてきたと言えます。しかしながら、DVを知っていても、DVの正しい知識を持っていない場合もありますので、DV防止講座など正しい知識を深める啓発は引き続き行っていかなければならないものと考えています。

また、DV被害者支援のところでは、認知度20%と低迷しています。このDV施策に関するアンケートの回答を難しくしている要因としては、①DVが身近でないことから自分のこととして考えられないこと、②DV施策について、事業の性質上、DV被害者支援が市民の目に触れることがないことなどがあるからと考えています。

本市では、DVのない社会（DVの根絶）を目指し、次期計画の「第3次DV防止実施計画」に沿って事業を進めてまいります。いまだ声を上げられないDV被害者が多くいると考えられていますので、支援が必要としている方に確実に相談窓口が伝わるように周知を図ってまいります。

また、既に被害を受けている方については、安全確保を第一に、関係機関と連携を密にし、きめ細やかな支援を継続してまいります。

以上、平成28年度の第2次DV防止実施計画の年次報告書の内容についてご説明させていただきました。

田口会長	事務局からの説明は終わりました。何かご意見はございますか。 高塚委員お願いいたします。
------	--

高塚委員	<p>2点、意見を述べさせていただきます。</p> <p>まず1点目、P12 事業 No.1 DV 相談窓口案内のチラシやカードについてです。かなりたくさんの方に配っていただいているということでしたが、日々業務を行う中で感じるのは、深刻な被害者ほど市役所などの支援に繋がっていないということです。そういう意味では、市役所や公民館に加えて医療機関にも置いていただいたというのは非常に良かったのではないかと思います。しかしながらそういった場所にすら繋がっていない人がいるということも事実なので、加害者に知られたくないということであれば、商業施設（市川であればコルトンプラザなど）の女性用お手洗い等にもカードを置くのもいいのではないかと思います。</p> <p>ただ加害者に知られたくないというのは、シェルターの場所などはかなり注意しないといけないのですが、DV 相談窓口があるということ、また市川市がそれに注力しているということについては、ある意味知らせてもいいのではないかと私は思います。誰でも使うような場所に置くことで自分が DV 被害者だと気づかせていない方にも気づかせることができると思うので、ぜひどんどん置いて行っていただきたいと思います。</p> <p>2点目ですが、P17 の事業 No.11 保護命令の申立てに関する助言支援についてです。</p> <p>他市の事例で市の相談員の助言を受けて保護命令を申立てたという方がいました。法的に言うと彼女の要望を実現するには退去命令の申立てをしなくてはいけないのに、きちんと理解されてなくて接近禁止命令しか申立てていなくて、後々私に関わってからバタバタと色々やったという事例でした。保護命令の助言をするのはすごく大事だと思うのですが、どこかの段階で一度は弁護士などの専門家に確認を取った方がいいのではないかとといった不安があります。おそらくそのケースでは市の職員の方も接近禁止命令と退去命令の違いが正確に分かってなくて、裁判所も退去命令を申立てるべきことをアドバイスせずに審理を進めていました。全然気づいていないところで、法的には問題があるということもあるので、弁護士へのつなぎ方について、件数も多くないと思うので、ご検討いただけたらと思います。</p>
田口会長	ありがとうございます。事務局から何かございますでしょうか？
事務局	<p>P12 の相談窓口案内カードの置き場についてですが、コルトンプラザなどの大きな商業施設にも拡大していければと思います。ご意見ありがとうございます。</p> <p>また、P17 の保護命令の申立てについてですが、市川市では毎週水曜日に女性弁護士による法律相談も行っておりますので、引き続き弁護士との連携を図っていただけたいと思います。</p>
田口会長	<p>ありがとうございます。高塚委員よろしいでしょうか？</p> <p>他にはいかがでしょうか？はい、竹中委員お願いします。</p>
竹中委員	今の高塚委員のお話の中にもありましたが、以前より私からも男性にも周知し

	<p>た方がいいのではということをお話しさせていただいておりました。</p> <p>やはりシェルターなどの被害者を守る部分については公にしてはいけないと思いますが、DVの予防という観点からは、激しい被害にあわれている方の周囲への啓発にも繋がると思いますので、男性への周知についても取り組んでいただければと思います。</p> <p>どの枠組みでやるべきなのか、また、この人員でできるのかといった問題はあると思うのですが、小中学生へのデートDV啓発もいいと思うのですが、男性に対する周知についてもよろしく願いいたします。</p> <p>あと、平成28年度のDVの件数の実績についてはいつごろ出るのでしょうか？</p>
田口会長	では、今の2点について事務局からお願いいたします。
事務局	<p>男性への周知についてですが、私たちとしてもDVの予防としては加害者が男性ということが圧倒的に多いわけですから取り組むべき課題だと考えてはいるのですが、例えばDVの講座を開いても男性の参加者が少ないという現状があります。また、相談窓口の周知については、男性も含めた周知をしたいと思っておりますが、どうしても加害者と被害者がバッティングするリスクがあるので、広く色々なところでDV相談の案内カードを撒くということが難しいと考えております。</p> <p>また、H28年度DVの実績としてはすでに出ておまして、DVの相談件数は1008件で、一般相談も含めると相談室全体としては2800件ほど（数値訂正：正しくは約3000件）でございました。</p>
竹中委員	1008件という数字は第3次DV防止実施計画の時系列でいうと、どのデータの延長線上になるのでしょうか？P8の市川市の相談件数ではH27年度は1253件になっているのですが、その延長線上ということではよろしいのでしょうか？
事務局	<p>はい、第3次DV防止実施計画のP8の下の表に続くものです。ただし、H28年度の件数としては、1008件ではなく1006件でした。失礼いたしました。また内訳としては、男女共同参画センターが1005件で、子育て支援課が1件で、市川健康福祉センターの数字についてはまだ捉えておりませんので、平成27年度の1253件に対応するものとしては現状としては持っておりません。以上でございます。</p> <p>（追記：市川健康福祉センターのDV件数＝135件）</p>
竹中委員	ありがとうございます。数値についてはまた分かり次第教えていただければと思います。まさに計画を実施した結果が数値に現れると思うので、ぜひお願いいたします。
田口会長	ありがとうございます。他はいかがでしょうか？
萩原委員	<p>数字についてのことでご質問です。P17の弁護士相談の件数が減っていると思いますが、女性のための相談件数自体は増えていると思います。この二つには何か相関関係があったりするのでしょうか？一般相談として受けられるケースが多くなりその分の難しいケースが減っているのか、それとも弁護士相談の敷居が高いのか、または1日5件という制限にしたことによる減少なのか、などについてお聞きしたいです。</p> <p>またこれは感想なのですが、私自身もDVという言葉は知っていますがあまり</p>

	<p>身近に感じられないという部分もあります。地道な PR 活動をしていくしかないと思いますので、事務局は大変かと思われませんがこれからもがんばっていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>件数につきましては、相談室の電話回線が 2 本ありますが、面接での相談中だと相談員が電話を取れないということもあります。取れなかった分が、件数の減少として表れているといったことも考えられます。ただ、同じ 1 件であっても長い時間かかるものもあれば、短時間で終わる場合もありますので、必ずしも件数で評価できるものではないと考えております。相談者が電話をかけてきたときにすぐ繋がれるような体制を整えていきたいと考えております。</p> <p>また、女性弁護士による法律相談についてですが、周知は行っているのですが、減少の理由や相関関係などの分析は進められていない状況でございます。</p>
田口会長	<p>皆さんいかがでしょうか？</p> <p>確かに先ほどの報告を見ると、全体の相談件数は増えていますが、DV の相談件数が減っているということ、また重篤なケースも減っているということが弁護士相談の件数の減少にも繋がっているのかなという理解をしているのですがいかがでしょうか？</p>
事務局	<p>そういった可能性もあるかと思います。</p> <p>重篤なケースについては、一時保護の件数が H27 年度に比べ H28 年度はぐっと減りました。以前から相談員の感想として「市川市は難しいケースや重篤なケースが多い」とありますので、引き続き相談者の気持ちに寄り添って対応していきたいと考えております。</p>
高塚委員	<p>何度もすみません。1 点加えさせてください。</p> <p>弁護士の相談については水曜日の午後だけということなので、場合によっては平日夜間や土日の実施についても検討してはいかがでしょうか？やはり働く女性も多いので、平日の日中だけだと日程的な問題でいけない人もいらっしゃると思います。船橋市や柏市では平日夜間や土曜日に養育員の法律相談をやっており、やはり土曜日に行きたいという方もいるようです。弁護士会では土曜や夜間に派遣できる弁護士も増えていて、弁護士自体も今増えているのでぜひご検討いただけたらと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。一つのご意見として頂戴いたします。</p>
田口会長	<p>他はいかがでしょうか？</p> <p>ではまた私から 1 点よろしいでしょうか？</p> <p>P30 の右側から上から 4 行目の「DV が身近でないこと」という表現を「DV が身近でない」と捉え」という表現にしてみてもいかがでしょうか？ご検討お願いいたします。</p>
事務局	<p>分かりました、ありがとうございます。</p>
田口会長	<p>それでは、本日意見のあった部分は修正・調整し、皆様に確認いただいた後、</p>

	<p>公表するということによろしいですか。</p> <p>委員了承</p>
田口会長	<p>続きまして、議題 4 に移ります。「男女共同参画推進事業について」です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>恐れ入りますが、資料 3 平成 29 年度 男女共同参画センター講座事業実施計画をお願いします。</p> <p>今回議題として「男女共同参画推進事業について」を入れさせていただきましたのは、来年度以降の男女共同参画センターの講座事業をより良いものとするべく、予算上・マンパワーの面での制約はありますが、審議会委員皆様のご意見を取り入れながら事業を組み立てられればと考え、議題といたしました。</p> <p>男女共同参画センター講座事業は、昨年度までは先ほど年次報告させていただきましたが、第 5 次実施計画と第 2 次DV防止実施計画に沿って事業を実施してきており、今年度より、第 6 次実施計画と第 3 次DV防止実施計画に沿って事業を展開しております。</p> <p>資料 3 をご覧ください。</p> <p>まず、表の見方であります。左から 2 列目に主要課題とあります。この主要課題は、市川市男女共同参画基本計画の主要課題でありまして、②は主要課題 2、③は主要課題 3 ということです。3 列目の事業ナンバーは、第 6 次実施計画の進行政管理事業の事業ナンバーとなっております。</p> <p>このように、第 6 次実施計画が事業実施の根拠となって事業展開しているところです。</p> <p>例として、No.9 の「就労支援セミナー」について申し上げます。</p> <p>恐れ入りますが、第 6 次実施計画の 34 ページを併せてご覧ください。</p> <p>「就労支援セミナー」は、主要課題 3 の事業 No.17 就労支援に関する講座等の実施に基づき開催しております。</p> <p>また、No.3 の「LGBT 講演会」については、実施計画上に明確な事業がありませんが、男女共同参画に関する課題であります。</p> <p>このような題材については、恐れ入りますが、第 6 次実施計画の 24 ページをお願いします。</p> <p>主要課題 2 の事業 No.7 で取り扱うこととし、時代の要請に的確に対応できるようにしております。</p> <p>資料 3 にありますように、第 6 次実施計画に沿って講座事業を展開しておりますが、男女共同参画課としては、平成 28 年 4 月女性活躍推進法が施行し、第 6 次実施計画が同法の推進計画として位置づけられていることもあり、一歩進めた女</p>

	<p>性活躍に関する講座事業、特に事業者を巻き込んだ女性活躍推進講座を実施できないかと考えているところです。</p> <p>また、女性活躍推進関連以外につきましても、男女共同参画の課題に関して、「このようなものを取り入れてはどうか」や、既に実施しているものであっても、「このようにリニューアルしてみてもどうか」など、皆様の忌憚ないご意見・ご発言をお願いいたします。</p> <p>説明は以上でございます。ご提案よろしくをお願いいたします。</p>
田口会長	<p>ありがとうございました。ご意見をということですので、委員の皆さまからございますでしょうか？</p>
村井委員	<p>表 No.13 国際的協調についてです。</p> <p>これまでいただいた資料を事前に読ませていただいたのですが、どれも 1 年に 1 回といった交流活動をなさっていますが、果たして 1 回という回数で交流や理解が深まるのでしょうか？楽しい事業ももちろんいいのですが、むしろ外国人が気軽に相談できるサロンのようなものがどこかにあればというのが国際交流協会の願いでもあります。交流活動とするのであれば、せめて 1 回だけでなく複数回、可能であれば行っていただきたいと思います。</p>
田口会長	<p>ありがとうございました。いかがでしょうか？</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。主要課題⑦の国際的協調については、市川市としては国際交流課が主導して行っている課題であります。進行管理事業として男女共同参画課が行っている事業ではありますが、その回数、もしくはサロンなどについては、もし実施するのであれば、おそらく国際交流課が所管課になると思いますので、連携して事業が進められたらと思います。ご意見として所管課へお伝えします。</p>
秋吉委員	<p>それに関連しまして、人権啓発については主要活動②⑥のヒューマンフェスタは年 1 回ではありますが、人権擁護委員協議会では年間を通じて、人権教室・人権講演会・また幼稚園についても人権啓発を行っております。ですので、その他の各事業についても関連した部門にて実施をしていけるものだと考えております。</p>
田口会長	<p>ありがとうございます。事務局としてはいかがでしょうか？</p>
事務局	<p>ありがとうございます。第 6 次実施計画の方でもそれぞれ関連事業として他の部署でやっている事業を載せていますので、より連携を図りながら市全体として進めていけたらと思います。</p>
田口会長	<p>他はいかがでしょうか？</p> <p>ではまた私から 1 点よろしいでしょうか？</p> <p>No.17 女性管理職の登用について、2020 年 30%という目標を国が掲げているということもあるので、女性職員を対象とした研修だけでなく、女性がアプライ</p>

	<p>しやすいような環境づくりもやっていただけたらと思います。女性が頑張るだけでなく、周囲の管理職を対象にするなど 2 つの側面から進めていただけたらと思います。具体的な施策についてはまた考えていただけたらと思いますが、市川市では長時間労働の削減といったこともやってるかと思いますが、そういった面の推進もよろしく願いいたします。</p>
竹中委員	<p>すみません、一言だけ。</p> <p>やはり今“時短”ということが多くの企業で推進されています。「早く帰りましょう」ですとか「男性も育児に参加しましょう」ですとか言われてはいるのですが、「じゃあ実際何やればいいのか？」と戸惑っている若いパパたちがたくさんいると思います。私どものようなNPOに参加してくれる人はまだいいのですが。地域のパススクールのような場所でもいいですし、そういったところの参加人数も実はとても多くなっているようです。</p> <p>市川の場合だと、DVについても“孤立”が課題なのかなと思っています。先ほどの国際交流協会の話で言えば、色々なパパたちが市川にはいますし、私がいるNPOの中にも海外の方もいます。全てを行政でというのは大変ですし、色々な施策を連携させながら、色々なパパたちが集まれる場が地域に増えればいいのかと思います。以前よりは早く帰ってこれる父親が増えているので、そういう人をうまく巻き込むような施策を色んな部署と連携してやっていただけたらと思います。</p>
田口会長	ありがとうございます。事務局としてはいかがでしょうか？
事務局	“若いパパ”ということで、子育て部門とも連携しながら進めていきたいと思えます。
田口会長	<p>それでは他に何かご意見ございますでしょうか？</p> <p>よろしいでしょうか？</p>
田口会長	<p>それでは最後に会議録作成についてお知らせいたします。</p> <p>本日の会議録につきましては、事務局で案を作成し、委員の皆さまに確認をしていただいた後に、ホームページ等で公表していく予定となっておりますので、ご協力をお願いします。</p> <p>それでは、これもちまして、平成29年度第1回市川市男女共同参画推進審議会の会議を終了いたします。</p> <p>傍聴人の皆様は退室願います。</p> <p>傍聴人 退室</p>

平成29年 9月13日

市川市男女共同参画推進審議会会長

署名 田口 久美子